

# 福岡市障がい者虐待通報等電話対応事業委託法人募集要領

## 1 委託業務名

福岡市障がい者虐待通報等電話対応事業委託

## 2 目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、虐待を発見した者からの通報又は障がい者本人からの届出を電話で受け付け、情報をよく聞き取り内容を整理した上で、速やかに本市の障がい者虐待防止センターに報告することにより虐待に対する円滑な対応を促し、虐待の防止に資することを目的とする。

## 3 業務内容等 ※ 詳細は別紙仕様書（案）のとおり。

### (1) 主な業務内容

- ① 虐待通報・届出の受付及び報告に関する業務。
- ② 特に緊急性がある場合における緊急対応業務。

## 4 受付体制

- (1) 平日午後5時から翌日午前9時まで及び土日祝日(終日)に電話を受け付けることができる人員体制を整えること。
- (2) 電話がかかってきた場合には、「福岡市障がい者虐待・届出専用ダイヤル」であることを説明すること。
- (3) 従事者は次のいずれかの者とする。こと。
  - ① 社会福祉士として従事した経験を有する者
  - ② 精神保健福祉士として従事した経験を有する者
  - ③ 看護師又は保健師として医療や障がい者福祉の分野に従事した経験を有する者
  - ④ 社会福祉、教育、心理、医療分野のいずれかにおいて相談援助業務の経験を有する者
  - ⑤ 障がい者支援施設の職員として従事した経験を有し、障がい者の特性について理解が深い者
  - ⑥ 障がい者福祉事業に熱意があつて、前各号に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者
- (4) 相談者の個人情報の保護について必要な措置を執り、相談記録等の情報管理に十分配慮すること。また、委託契約終了後においても同様とする。
- (5) クレームや苦情等にも適切に対応できる体制を整えること。

## 5 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

※ 業務の履行状況が良好な場合は、単年度契約で4回を限度に更新します。  
ただし、市の施策の変更等により、更新を行わない場合もあります。

## 6 委託料等

- (1) 業務委託の予定委託料年額は次のとおり。  
3,564,000 円／年（税込み）
- (2) 委託料に含まれる経費  
電話対応オペレーター等人件費，消耗品費，通信費等本委託業務の実施に要する全ての経費。

## 7 応募資格

- (1) 法人格を有する事業所であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) この公募の公示日から受託候補者決定の日までの間に，本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (4) この公募の公示日から受託候補者決定の日までの間に，措置要領別表第 1，第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税，消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ，競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。），民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ，競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。），破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者，手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 法人及びその代表者が，当該事業に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (8) その他，受託者として社会通念上ふさわしくない者でないこと。
- (9) 平成 30 年 11 月 5 日（月）に開催する「福岡市障がい者虐待通報等電話対応事業委託法人募集説明会」に参加していること。  
※ なお，受託候補者に選出された場合であっても，契約締結までの間に，措置要領別表第 1，別表第 2 及び別表第 3 に該当した場合は，契約の相手方としないことがある。

## 8 応募手続き等

- (1) スケジュール（予定）
  - ① 説明会参加申込書提出締切 平成 30 年 10 月 26 日（金）
  - ② 募集説明会，募集開始 平成 30 年 11 月 5 日（月）
  - ③ 質問締切 平成 30 年 11 月 9 日（金）

- ④ 応募書類提出締切 平成30年 11月20日(火)
  - ⑤ 選定委員会 平成30年 11月下旬～12月上旬(予定)  
※ 選定委員会の日程は応募者に別途連絡します。
  - ⑥ 結果通知 平成30年 12月下旬頃
- (2) 応募に係る質問の受付  
 応募に係る質問は、全てE-mailで下記のアドレスに送付してください。  
 質問に対する回答は、全ての説明会参加者にE-mailで送付します。  
 <質問送付先> syougai\_soudanshien@city.fukuoka.lg.jp
- (3) 応募方法  
 応募書類に必要な事項を記入のうえ、応募受付期間内に福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課に持参又は郵送のいずれかで提出してください。  
 ※ 正・副2部提出してください。応募書類は、原則として返却いたしません。  
 ※ 応募する場合は11月5日に行われる説明会に必ず参加してください。参加されなかった場合は、原則として応募を認めません。
- (4) 応募受付締め切り  
平成30年11月20日(火) 17:00 必着
- (5) 応募書類  
 応募書類一覧表(別紙)に記載の書類を提出してください。

## 9 審査方法

応募書類をもとに選定委員会において、ヒアリング及び審査を行い、その結果を市へ報告します。

《評価基準》

大項目	中項目	配点
1. 運営法人について	(1) プロポーザルに参加した理由について (2) 関係事業の実績について	10点
2. 運営, 業務履行について	(1) 基本方針について (2) 管理体制について (3) 実施体制について (4) 運営体制について	70点
3. 個人情報の取扱い	(1) 情報セキュリティ, 個人情報保護について	10点
4. 委託料について	(1) 委託料に関する提案	10点
5. その他	(1) 基本仕様書にない提案事項	10点
合計		110点

## 10 受託候補者の決定

選定委員会に応募法人の運営能力, 企画書の内容等について意見を求め市はその意見

を参考に受託候補者を決定します。

決定の通知は、12月下旬（予定）までに文書で行います。

## **11 留意事項**

- 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- 応募書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- 必要に応じて追加資料等の提出を求めることがあります。
- 応募した後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

## **12 問い合わせ・応募書類提出先**

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市保健福祉局障がい者部 障がい者在宅支援課 相談支援係

高木, 橋本

TEL 092-711-4248 FAX 092-711-4818

E-mail : syougai\_soudanshien@city.fukuoka.lg.jp